特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
13	自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
伊東市は、自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
伊東市長

公表日
令和5年6月6日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務
②事務の概要	①　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する事務②　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第24条第2項の支給決定の変更に関する事務③　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の9第2項の地域相談支援給付決定の変更に関する事務④　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条第2項の支給認定の変更に関する事務⑤　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の地域生活支援事業の実施に関する事務
③システムの名称	障害者福祉システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム

2. 特定個人情報ファイル名
自立支援給付情報ファイル、地域生活支援事業情報ファイル、自立支援医療情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表第一の84の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第60条伊東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例　第4条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二（別表第二における情報提供の根拠）16、26、56の2、57、87、116の項（別表第二における情報照会の根拠）108、109、110の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（情報提供の根拠）第12条、第19条、第30条、第31条、第44条及び第59条の2（情報照会の根拠）第55条及び第55条の2	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部　社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	伊東市役所　健康福祉部　社会福祉課 〒414－8555　静岡県伊東市大原二丁目1番1号　　電話　0557－32－1532

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	伊東市役所　総務部　庶務課 〒414－8555　静岡県伊東市大原二丁目1番1号　　電話　0557－32－1234

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月29日	Ⅰ－３　個人番号の利用法令上の根拠	（追加）	伊東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例　第4条	事後	
平成28年7月29日	Ⅰ－５　評価実施機関における担当部署①　部署	健康福祉部　社会福祉課、健康福祉部　健康医療課	健康福祉部　社会福祉課	事後	
平成28年7月29日	Ⅰ－５　評価実施機関における担当部署②　所属長	社会福祉課長　稲葉　和正、次長兼健康医療課長　下田　信吾	社会福祉課長　稲葉　和正	事後	
平成28年7月29日	Ⅰ－７　特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	伊東市役所　健康福祉部　社会福祉課、　健康福祉部　健康医療課〒414－8555　静岡県伊東市大原二丁目1番1号電話　0557－32－1532（社会福祉課）、0557－32－1581（健康医療課）	伊東市役所　健康福祉部　社会福祉課〒414－8555　静岡県伊東市大原二丁目1番1号電話　0557－32－1532	事後	
平成28年7月29日	Ⅱ－１　対象人数いつ時点の計数か	平成27年2月27日　時点	平成28年4月1日　時点	事後	
平成28年7月29日	Ⅱ－２　取扱者数いつ時点の計数か	平成27年2月27日　時点	平成28年4月1日　時点	事後	
平成28年7月29日	Ⅰ－４　情報提供ネットワークシステムによる情報連携②　法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（情報提供の根拠）第12条、第19条、第30条、第31条及び第44条（情報照会の根拠）第55条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（情報提供の根拠）第12条、第19条、第30条、第31条、第44条及び第59条の2（情報照会の根拠）第55条及び第55条の2	事後	
令和1年6月26日	Ⅱ－１　対象人数いつ時点の計数か	平成28年4月1日　時点	平成31年3月1日　時点	事後	
令和1年6月26日	Ⅱ－２　取扱者数いつ時点の計数か	平成28年4月1日　時点	平成31年3月1日　時点	事後	
令和1年6月26日	Ⅰ－５　評価実施機関における担当部署②　所属長の役職名	社会福祉課長　稲葉　和正	社会福祉課長	事後	様式の変更に伴う修正
令和1年6月26日	Ⅳ　リスク対策	（追加）	（項目を追加）	事後	様式の変更に伴う修正
令和2年2月27日	③システムの名称	障害者福祉システム、中間サーバー、番号連携サーバー	障害者福祉システム、中間サーバー、番号連携サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	事後	
令和2年7月14日	Ⅱ－１　対象人数いつ時点の計数か	平成31年3月1日　時点	令和2年3月31日　時点	事後	
令和2年7月14日	Ⅱ－２　取扱者数いつ時点の計数か	平成31年3月1日　時点	令和2年3月31日　時点	事後	
令和3年9月17日	Ⅰ－１　特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	番号連携サーバー	団体内統合宛名システム	事後	
令和3年9月17日	Ⅰ－４　情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月8日	Ⅱ－１　対象人数いつ時点の計数か	令和2年3月31日　時点	令和4年3月31日　時点	事後	
令和4年12月8日	Ⅱ－２　取扱者数いつ時点の計数か	令和2年3月31日　時点	令和4年3月31日　時点	事後	
令和5年6月6日	Ⅰ-1　②事務の概要	第77条又は第78条	第77条	事後	第78条の削除
令和5年6月6日	Ⅳ－６　リスク対策	【　　】接続しない（提供）	【〇】接続しない（提供）	事後	提供を行わない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明